

平成27年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成27年12月17日

○出席議員 16人

1番 藤 本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 関 富 夫 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 鐘 裕 之 君	生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君
福 祉 課 長 花ヶ崎 善 一 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 関 善 之 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君	会 計 課 長 岩 瀬 義 博 君
教 育 課 長 軽 込 貫 一 君	社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目 羅 洋 美 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第53号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第54号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議案第55号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算

(産業厚生常任委員長)

議案第57号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 勝浦市国民健康保険税条例及び勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について

議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第61号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第64号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第65号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第66号 平成27年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 議員の派遣について

第4 報告

報告第8号 専決処分の報告について

開 議

平成27年12月17日(木) 午後1時開議

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(寺尾重雄君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第53号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第54号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第55号 勝浦市税条例

の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件を一括議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 元君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおりでございます。議案第53号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第54号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第55号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件につきまして、議案第53号及び議案第56号は、全員賛成で、議案第54号、議案第55号及び議案第62号は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、議案第54号、議案第55号及び議案第62号について、マイナンバー制度を少なくとも延期し、見直しを行った上で廃止する方向にすべきとの反対討論がありました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務文教常任委員長の報告のうち、議案第54号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第55号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算を可決とする報告に対し、反対の立場から討論を行います。

これらはいずれも平成28年1月1日よりマイナンバーの利用が開始されるに当たって、市税や医療費給付の情報を個人番号にひもづけることを可能にするための条例制定及び改正です。また、一般会計補正予算には個人番号カードの交付に際して本人確認を顔認証システムにより行おうとする事業費が計上されています。

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄り、外国人も含めて、日本で住民登録している約1億2,000万人に唯一無二の番号をつけ、税と社会保障にかかわるさまざまな情報を強引にこの個人番号にひもづけようとする仕組みです。質疑を通じて、当面税に関しては本人が個人番号の通知を拒否しようとも、強制的にひもづけが執行されることも明らかとなりました。番号を知らせる通知カードが簡易書留で全世帯に発送されましたが、勝浦でも1,000世帯を超える11%に今なお届いていません。開始の前提が大きく揺らいでいます。また、認知症などでマイナンバーをしっかりと管理できない人への対応の仕方も不明確です。

相次いで起こった個人番号の漏えい事件は4つの教訓を示しています。その第1は、情報漏えいを100%防ぐシステムを構築することは不可能であるということです。第2は、仮に完璧に近いシステムを構築したとしても、それを扱う人間の問題があります。意図的に情報を盗んだり売ったりする人間が一人でもいれば、そこから大量の個人情報が流出する。実際ベネッセも韓国のクレジット会社の情報漏えいもそうして起こりました。第3に、一度漏れた情報は取り返しがつかないということです。売買され、流通すると、もはやもとの戻りません。第4に、情報が集まれば集まるほど攻撃されるリスクが高くなります。なぜなら、そのほうが利用価値が高くなるからです。そして、各分野の個人情報に共通番号をつける。これ自体がリスクを高めるものと言わなければなりません。情報は分散管理され、根こそぎ芋づる式に流出することはないと言っても、個人情報が幾つかの分野からそれぞれ流出すれば、つけられた共通番号によって、いとも簡単に名寄せできることになるわけですから、個人情報流出のリスクを大きく高めることにならざるを得ません。

住民全員への番号通知が終わるめどもないのに、政府は1月からマイナンバーや顔写真を記載した個人番号カードを1,000万人に交付する計画です。身分証明以外にほとんど使い道がなく、むしろ紛失すると、個人情報が漏れるリスクが極めて高いカードです。また、政府は、マイナンバーの民間分野への利用拡大も狙っています。しかし、一つの個人番号を官民共通で広く使っている国は、アメリカなど、少数であります。アメリカでは、個人情報漏えいなどが大問題になっているのが実態です。そんな危険な道に踏み込んではいけません。マイナンバー差しどめ裁判が提訴されるなど、実際に番号を手にしてからも、国民の不安は広がるばかりです。1月実施を延期して、制度の危険性を検証・再点検し、廃止へ向け、見直すことが必要です。

以上を指摘し、私の反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。磯野議員。

〔5番 磯野典正君登壇〕

○5番（磯野典正君） 私は、議案第54号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第55号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件について、賛成の立場で討論をいたします。

初めに、議案第54号でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定されました。社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の理念性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であり、国の機関や地方公共団体などは社会保障、税、災害対策の3分野の事務で個人番号を活用することにより、スムーズな申請、申告などが可能となり、住民サービスのより一層の向上につながるとされてい

ます。

また、地方公共団体は、条例で定める事務に関して、必要な限度で個人番号を利用することができるとされており、本条例案は、この規定により提出されたもので、メリットは、申請書などに個人番号を記載することにより、行政のネットワークによって、例えば前住所地における所得状況を確認することができ、申請に必要な証明書等の添付が不要になるなど、市民の利便性向上であります。既に夷隅郡内1市2町では、同様の条例が議決されており、郡内市町において同一の事務の手続について調合性を図る必要があるものと考えます。

このようなことから、本条例の制定は法で認められた規定の枠内で定められ、市民の利便性向上を図るもので、意義あるものと考えます。

次に、議案第55号でございますが、この条例改正は、地方税法等の改正に伴い、主に次の3点について見直しを行うものであります。1点目は、いわゆる番号法の施行に伴い、市民税等にかかわる申告または申し出の記載事項に個人番号または法人番号を加えようとするもの、2点目は、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の創設、3点目は、旧3級品に係る紙巻きたばこの特例税率を段階的に引き上げ、平成31年3月31日に廃止しようとするものであります。特に番号法の施行に伴う申請書等への番号記入についてであります。社会保障・税番号制度につきましては、議案第54号で触れましたが、加えて社会保障・番号制度を目指す姿は、各自治体を初め、多くの行政機関においてさまざまな情報の照合、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるなど、行政事務の効率化を図ること、また、所得情報等や社会保障関係の給付実績等の的確な把握により、公平・公正な社会の実現を図ることを目的として導入するものであり、国及び地方が連携して、この社会基盤を整備し、効率的な行政運営を進める上では、必要なものであると思います。そのほかに2つの改正点につきましても、納税者の負担軽減や地方税法の改正に伴うもので、適切と考えます。

次に、議案第62号でございますが、今回の補正予算は、公共施設等の将来見通しを立てるべく実施する公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料の計上を初めとして、現物給付化等に伴う、重度心身障害者医療費支給事業費や、ひとり親家庭等医療費等助成事業費等の福祉関連予算の計上、さらには災害対策としての避難路整備事業費や、教育環境を整備するための各小中学校修繕費の計上等、各分野にわたり、速やかな業務遂行が望まれるものであります。これに加え、今回、国庫補助金として個人番号カード交付事務費分が歳入に計上され、総務費に社会保障・税番号制度事業費が計上されております。社会保障・税番号制度につきましては、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であり、既に本年10月以降、国民一人ひとりに個人番号が通知されているところであります。

今回の補正予算に計上された社会保障・税番号制度事業費につきましては、来年1月から始まる個人番号カードの交付という法に定められた市町村の事務執行に係る経費であり、法律を遵守すべき市町村の立場から、予算計上は適正なものであると考えます。

以上申し上げ、私は、議案第54号、議案第55及び議案第62号、以上3件について賛意を表し、賛成討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第54号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第55号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第56号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第57号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市国民健康保険税条例及び勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議案第61号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第64号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第65号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第66号 平成27年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月15日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第57号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市国民健康保険税条例及び勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議案第61号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第64号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第65号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第66号 平成27年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上9件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 私は、議案第59号並びに議案第60号の農業委員の定数並びに農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の審議に当たりまして、条例そのものは定数のみの規定ですが、この運用につきましては、公選を任命制に変更するなど、大変大きな法改正がなされ、そういう変更が運用上生まれてまいります、この条例制定後のそれらの運用について、どのような審議がなされたか、お尋ねします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 委員会の中では、同じように、この農業委員会の定数を定める条例及び推進委員の定数を定める条例について、討論、質疑がありました。それに対する当局の答弁も踏まえて、現在16名の農業委員で構成されている農業委員会、これが法改正によっ

て農業委員が9名、そして、その農業委員とともに、農地を修正するための地元からの委員が11名、合計20名になるということです。現在16名から20名になるということを踏まえて、これは法改正の趣旨にあるとおり、これからの日本の農業をどうするのか、日本の農業をどう守っていくのかが原点にあると、私自身思っておりますし、そういう答弁もあります。T P Pに発しまして、これから日本農業は、勝浦市の農地においても農地集積をして、そういう意味で農業をよりやりやすくするために法改正があったものですが、農業委員につきましては、それらをサポートするための体制づくりをより強固にするということで、この2つの条例が提案されております。

そういう審議内容を踏まえて、さらには女性委員、認定農業者を中心とした農業委員並びに推進委員を充てるということが、これからの勝浦市農業にとっても必要であるというふうな議論の内容です。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 農業委員会の定数は、現行16名から9名に大幅に削減されるわけですが、農地の番人としての農業委員会のそういう機能が骨抜きになるのではないかと懸念があるわけですが、そういった農業委員会のこれまでの機能が今後どうなるのか、維持されるのか、悪くなるのか、よくなるのか、そういう点での論議がどうだったのかを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 農業委員は9名の提案でありますけれども、これに対して藤本議員が言われるように、その点が今の16名から9名に、農業委員としては人数が減ることによってどうなるのかということではありますが、その農業委員のうち、4名以上は勝浦市の場合、認定農業者を充てる、そしてその農業委員については公募制をとるということです。これまでの農業委員会については選挙制でしたので、各地区からの推薦等もありましたけど、これは推薦も含めて、自薦、他薦を問わず、公募制ということになりますので、委員会については、これまでも農業の推進のために行っている委員会ではありますが、今回の9名の農業委員については、これまでと同様に対応できるものということです。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） これまでと同様に対応できるとかということで、これまでどおりに運営ができるというような議論がなされたようなんですけども、その根拠、担保になっているものが何なのかということまできちっと論議されたんでしょうか。人数が16人から9名に減ずることだけをもってしても、従来の地域に根ざした農業委員の役割が相当縮小されるということは明らかだと思うんですね。それと、今回は運用上の法改正によりまして、目的規定が農民の地位の向上に寄与するという規定が削除され、業務からは、農業、農民に関する意見の公表、建議というものが削除されています。農業委員会の目的や業務が削除されたりしている中身があるわけですが、そういったこれまでの農業委員会が果たしてきた役割を業務上、県については削除されたわけですので、そういった業務が今後遂行されなくなる、そういう内容も含めて議論がされたんでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 今の質問のような議論は具体的にはありませんでした。しか

し、これは国の法律改正によって勝浦市の農業委員会をどうするのかということが第一の議論の内容であります。農業委員会の委員が16名から9名に減ることによって、これまでの委員会のしてきたことが担保されるのかというご質問であります。9名プラス11名、これは委員会としては9名ですが、推進委員という、これまでにない、農地として利用調整するための推進委員、それは地元からの人が出てきて、地元をよく知った人たちがその推進委員になってくるわけですけど、それを含めると、これまで以上に農業委員会が活性化するのではないかというふうに私は感じます。ですから、そちらの質問の中で、委員会の中では今のようなご指摘の議論はありませんでした。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの産業厚生常任委員長の報告のうち議案第58号 勝浦市国民健康保険税条例、及び勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを可決とする報告に対し、反対の立場から討論を行います。

議案第58号は、マイナンバーの利用が開始されるに当たって、国民健康保険と介護保険の情報を個人番号にひもつけることを可能にするための条例改正です。反対の理由は、総務文教常任委員長の報告に対する反対討論と同様であります。

議案第59号と議案第60号は、それぞれ農業委員と農地利用最適化推進委員の定数だけを内容とする条例の制定です。しかし、上級法である農業委員会等に関する法律の一部改正は、農地の番人である農業委員会制度を骨抜きにしかねない法改正です。公選制を廃止し、市町村長の任命制に変えれば、恣意的な選任になりかねません。また、目的規定から農民の地位の向上に寄与する業務から農業、農民に関する意見の公表、建議を削除することは、農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う行政の下請機関に変質させるものです。農業委員は、農家の財産、農地の権利を扱います。地域から信頼され、人と農地と地域を守る農業委員会の機能を大幅に縮小するものとなりかねません。条例の制定は、これらの懸念に何ら対応のないまま、農業委員会の定数を大幅に削減するものとなっており、農基法改悪と合わせてTPPへの参加推進と企業による農業・農地支配を一層進めるため、農業組織の解体に道を開くものであります。

以上を指摘し、私の反対討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。佐藤議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 私は、議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について及び議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、以上2点につき、賛成の立場で討論いたします。

我が国の社会情勢の変遷の中、農業、とりわけ農村経済を取り巻く状況はますます厳しくなっております。このような中、政府は農業の本来の活力を取り戻すべく、6次産業化等による高付加価値化、輸出も視野に入れた需要の開拓、担い手への農地の集積、集約化等を通じた農業の成長産業化を推進し、その成果を着実に上げていくことを喫緊の課題としております。そのため、地域の農協が地域の農業者と協力して農産物の有利販売、生産資材の有利調達等に創意工夫をして積極的に取り組むとともに、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たし、農業者のさらなる経営発展を促すことができる環境を一体的に整備することが必要不可欠であるとして、我が国の農業の根幹を担う農協と農業委員会について、戦後最大の農業改革を行うべく、農業協同組合等の一部を改正する等の法律が制定されたところであります。

この法律における農業委員会に関する法律の一部改正の内容は、農業委員会の業務の重点は、農地の利用の最適化であるとした上で、農業委員の選任方法について、約9割は無投票で当選している実情を踏まえ、選挙制、議会推薦、団体推薦を廃止し、市町村長の選任で一元化するとともに、透明性、公平性を担保するため、候補者を推薦、公募で募ることとし、選任は議会の同意を要件としております。

また、実務的、将来的に適正な判断ができるよう、過半数を認定農業者とし、農業者以外の利害関係のない公正な判断のできる者を1人以上入れることとなっております。先ほど市長の恣意的な選任との指摘がございましたが、この議会の同意を必要とすること自体が担保になっていると私は考えております。

さらには、加速する農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少化等に対応するため、農業委員会の指揮のもとで、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員の設置が法定化され、農地法に関する許認可業務と現場での活動を分業化することで、農業委員会の一層の機能強化が図られるものとされています。

議案第59号及び議案第60号は、この法改正に伴い、適正な農業委員会の体制を整備するための条例制定であります。議案第59号で、農業委員は現行の16名から9名に減員となりますが、議案第60号で新たに設置される農地利用最適化推進委員11名と合わせると20名で、4名の増加となり、法の趣旨にのっとり機能強化が図られる体制が整備されるものと考えます。

以上のような理由から、私は議案第59号及び議案第60号、以上2件について賛意を表し、討論いたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（寺尾重雄君） これより、議案第57号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第58号 勝浦市国民健康保険税条例及び勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第61号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第63号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第64号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第65号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第66号 平成27年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（寺尾重雄君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第2、諮問を上程いたします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求

めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年3月31日で人権擁護委員の加藤ひろ子さんの任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、加藤ひろ子さんを委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

加藤ひろ子さんの経歴を申し上げますと、昭和42年12月医療法人SHIODAの塩田病院に就職し、勤務しながら昭和45年3月に夷隅准看護婦学校を卒業。准看護師の資格を取得し、現在も塩田病院において、看護業務に携わっております。また、この間、青少年相談員、民生委員・主任児童委員、上野地区社会福祉協議会評議委員を歴任され、平成25年4月から人権擁護委員として現在に至っております。

その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

議 員 の 派 遣 に つ い て

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

報 告

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、報告であります。報告第8号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第8号について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る11月30日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第8号の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成27年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時51分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第53号～議案第66号の総括審議
1. 諮問第2号の総括審議
1. 議員の派遣について
1. 報告第8号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員